

【耕作放棄地・有害鳥獣対策】

多様な人々の参画による耕作放棄地の解消と 地域が連携した有害鳥獣被害防止対策の推進

項目	現状 (24年度)	目標 (29年度)
耕作放棄地の解消面積* ¹ (累計)		3,000ha 4年間の解消面積
有害鳥獣による農作物被害軽減* ²	378 百万円/年	300 百万円以下/年

*1 毎年 750ha、4年間で 3,000ha の解消を目指します。(21～23 年度の実績は 901ha)

*2 4 年後に農作物の被害額について 20%以上の減を目指します。

[現状認識]

耕作放棄地は、農業者の減少・高齢化や後継者及び担い手の偏在などにより、その面積は年々増加しています。

特に、山間谷津田などの条件不利地は、耕作放棄される場合が多く、再生利用が進まない傾向にあります。

耕作放棄地の対策については、解消はもちろんのこと、発生を未然に防ぐことも重要なことから、地域ぐるみでの発生抑制への取組、地域の立地条件に応じた基盤整備、担い手への集積による農地の有効利用を促進することが必要です。

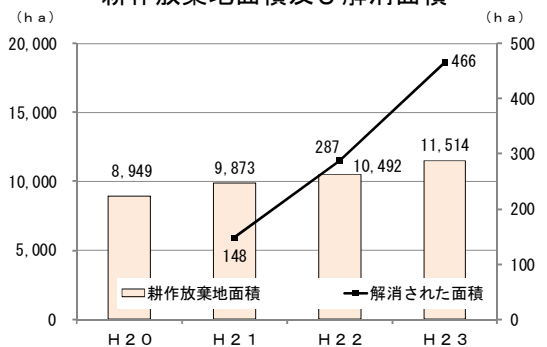
有害鳥獣による農作物の被害金額は、近年では 4 億円前後で推移しており、依然として多い状況となっています。

特に、イノシシによる被害については、生息地域の拡大により被害総額の約 5 割を占めています。

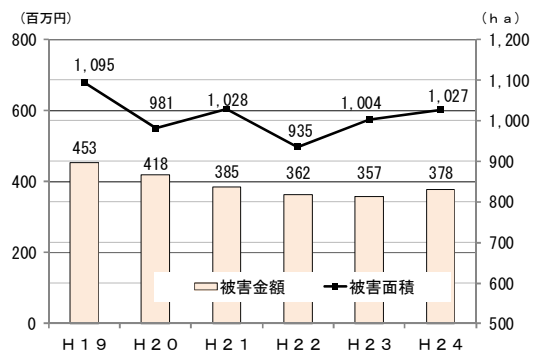
近年の鳥獣被害の要因としては、鳥獣の生息地域の拡大、狩猟者の減少、耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化に伴う集落活動の低下等が挙げられています。

有害鳥獣対策については、捕獲活動の更なる強化、地域の指導者の育成、防護施設の維持管理、捕獲鳥獣の食肉利用の推進等を図ることが必要です。

耕作放棄地面積及び解消面積



有害鳥獣農作物被害金額及び面積



[基本方向]

耕作放棄地の解消を図るため、多様な人々による再生活動を支援するとともに、県農地中間管理機構の仕組みを活用し、担い手への農地集積を推進します。

また、有害鳥獣による農作物への被害を軽減させるため、放置竹林など荒廃森林の整備や、地域ぐるみで行う防護・捕獲・資源活用・生息環境整備の4つのプロジェクトを総合的に推進します。

[主な取組]

1 耕作放棄地に対する総合的な対策の推進

取組の方向性

耕作放棄地の対策については、発生抑制と解消・活用の2つの視点で取り組みます。

発生抑制対策としては、地域ぐるみでの農地の保全管理活動や担い手への農地集積などを促進します。

解消・活用対策としては担い手による耕作放棄地の再生利用への支援や農地の条件整備へ支援するとともに、農業者はもとより市民活動団体など多様な担い手への農地集積により、耕作放棄地の有効利用を促進します。

具体的な取組

【発生抑制対策】

ア 地域ぐるみで行う耕作放棄地の発生抑制のための保全活動の促進

- ・草刈りや水路清掃、景観維持などの農村資源を保全する活動を通じて、耕作放棄地の発生抑制を図ります。

イ 農地集積機能の強化による耕作放棄地の発生抑制

- ・耕作放棄地となるおそれのある農地について、県農地中間管理機構[※]の仕組みを活用して、担い手への集積を推進します。

※ 県農地中間管理機構：中間的受け皿として農地を借り受け、必要に応じて保全管理や条件整備を行い、担い手に貸し付ける事業を実施する機関のことです。

ウ 農業者・土地持ち非農家への啓発活動による耕作放棄地の発生抑制

- ・耕作できない農業者や土地持ち非農家に対し、担い手への農地集積や耕作放棄地問題の啓発活動を推進することにより、耕作放棄地の発生抑制に取り組みます。

【解消・活用対策】

ア 耕作放棄地解消及び再生の推進

- ・耕作放棄地の活用を図るため、農業者団体や市民活動団体などの多様な主体が行う、地域の合意形成のための取組を推進します。
- ・担い手が行う再生作業を支援し、耕作放棄地の活用を図ります。

- ・労働力が不足する集落での再生活動を進めるため、住民ボランティアによる解消作業の活動を支援します。
- ・農地法に基づく遊休農地に対する指導が適正に行われるよう、市町村農業委員会との連携の強化を図ります。
- ・基盤整備を契機とした担い手への集積や中山間地域における地域条件に応じた基盤整備を推進します。

イ 収益性の向上と新たな担い手の確保による耕作放棄地の活用

- ・耕作放棄地を活用し、規模拡大による収益性の向上を図ることで魅力ある農業経営を目指す農業者の取組に対して支援します。
- ・新たな担い手となる、新規就農・企業参入・集落営農などの育成・確保により、耕作放棄地の活用を図ります。
- ・県農地中間管理機構の仕組みを活用して、耕作放棄地の条件整備と担い手への集積を推進します。

主な事業

- 地域ぐるみで行う耕作放棄地の発生抑制のための保全活動の促進
- 多様な主体が行う耕作放棄地の活用に向けた取組の促進
- 耕作放棄地の再生を行う引き受け手に対する支援
- 水田の大区画化など基盤整備の推進（再掲・基盤整備）
- 県農地中間管理機構の体制強化（再掲・担い手育成）

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
担い手の経営耕地面積が全農用地面積に占める割合*1	23.6%	36%
多様な担い手や地域の取組による耕作放棄地の活用*2（累計）		35 地区 4年間で取り組む地区数

*1 県基盤強化基本方針で設定されている 34 年度の目標である 48%から算出し、年 2.44%の増加を目指します。

*2 26 年度に 20 地区の取組から開始し、各年 5 地区の新規取組を目指します。

2 有害鳥獣被害に対する防止対策の推進

取組の方向性

平成 19 年 1 月に設置した「千葉県野生鳥獣対策本部」や、平成 25 年 1 月に策定した「千葉県イノシシ対策計画」を核として、「防護」「捕獲」「資源活用」「生息環境整備」の 4 つのプロジェクトによる総合的な対策を促進するほか、鳥獣被害対策実施隊[※]の設置や、地域ぐるみで行う捕獲・防護への取組に対して支援を行うことにより、有害鳥獣による農作物被害の軽減を目指します。

※ 鳥獣被害対策実施隊：鳥獣被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等を実施するため、市町村が設置する組織のことです。

具体的な取組

ア 防護プロジェクトの推進

- ・有害鳥獣による被害を軽減するため、広域的・効果的な防護柵[※]の設置に対する支援を行うとともに、防護方法についての研究開発を推進します。

※ 防護柵：野生獣（シカ・イノシシ・サル等）の農地への進入を防ぐための施設で、電気柵や金網柵などがあります。

イ 捕獲プロジェクトの推進

- ・有害鳥獣の捕獲を強化するため、鳥獣被害対策実施隊の設置を推進するほか、捕獲方法について研究開発を推進します。

ウ 資源活用プロジェクトの推進

- ・捕獲した有害鳥獣の肉の有効活用など、これら資源により地域の活性化を図るため、処理加工施設整備等に対する支援や放射性物質検査を継続して実施します。

エ 生息環境整備プロジェクトの推進

- ・獣害発生地域の住民が快適に過ごせる豊かな農村を実現するため、有害鳥獣に対する総合的な被害対策等を地域ぐるみで行う取組を推進します。
- ・有害鳥獣が人里へ近づかないような環境づくりを推進するため、放置された竹林や管理が不十分な森林など荒廃した森林について、間伐などの森林整備を実施します。

主な事業

- イノシシ等有害鳥獣の被害防止対策への支援
- 狩猟の担い手確保・捕獲体制の調整に対する支援
- 捕獲方法についての研究開発に対する支援
- 捕獲従事者への研修の強化
- 野生鳥獣肉の食肉利用の推進
- 徹底駆除を目的に地域ぐるみで捕獲・防護を行う取組を促進
- 森林林縁部の整備の推進

【達成指標】

項 目	現 状 (24 年度)	目 標 (29 年度)
イノシシによる農作物被害金額* ¹	189 百万円／年	153 百万円以下／年
イノシシによる農作物被害面積* ²	333ha／年	233ha 以下／年
鳥獣被害対策実施隊設置市町村数* ³ (累計)	0 市町村	10 市町村

*1,2 被害金額と被害面積については、「千葉県イノシシ対策計画」で設定されている 28 年度までの軽減率から算出しました。

*3 鳥獣被害が深刻な長生・夷隅・安房・君津の各地域で各 2 市町村、その他の 6 地域で 2 市町村の設置を目指します。